

仕様書（案）

1 事業名

脱炭素社会実現に向けたいわき地域における地域新電力事業可能性調査事業

2 事業背景・目的

昨年10月の臨時国会の所信表明演説において、当時の菅内閣総理大臣が2050年までに脱炭素社会実現を目指すとの宣言を行ったことを受け、3月に地球温暖化対策推進法の一部改正が閣議決定され、また、国と地方が協力して2050年までに、脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程（地域脱炭素ロードマップ）を描くとし、今年6月9日の国・地方脱炭素実現会議（第3回）において『地域脱炭素ロードマップ』が決定された。

『地域脱炭素ロードマップ』において、地方自治体・事業者が取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる8つの重点対策が示されており、今後、地方自治体においてこの重点対策に沿った脱炭素に向けた取組を展開していくことになると考えられる。

この8つ重点対策のうち、特に「地域共生・地域裨益型再エネの立地」「公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導」「コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり」の3つの重点対策に関連する取組みとして「地域新電力事業」があり、地域におけるエネルギーの地産地消、再エネ電気の調達に繋がるものとして、全国的に注目されており、地方公共団体が事業に参画・関与する事例が多数出てきている。

ついては、いわき市における地域新電力事業の可能性調査を実施し、脱炭素社会実現に向けたいわき市の取組みの検討の基礎資料とする。

なお、本仕様書において、福島県を「甲」、受託者を「乙」とする。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和4年3月15日（火）までの期間

4 事業内容

(1) いわき市における地域新電力事業実施に係る可能性調査の実施

※ 企画提案の内容を元に決定する

いわき市における脱炭素社会実現に寄与する地域新電力事業の実施を検討するための基礎資料となる、現状把握及び事業モデル構築などに係る調査内容を提

案すること。

なお、次の事項は、その調査方法と合わせて必ず提案に盛り込むこと。

- ① 電力需要・供給可能量の把握
- ② 事業モデルの検討に資する調査

(2) 実績報告書の作成

乙は、上記について取りまとめた実績報告書作成し、委託期間内に提出すること。

5 成果品

実績報告書（正副本1部ずつ）

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・総括責任者通知書（第2号様式）
- ・実施行程表（様式任意）
- ・業務実施体制図（様式任意）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届（第3号様式）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務実施のために必要な協力をする。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、自治体

職員は除く。

10 その他

- (1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

11 新型コロナウイルス感染症による契約変更について

新型コロナウイルス感染症により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を変更ないし縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。